平成２３年（フ）第３３５６号
横浜市瀬谷区本郷１丁目38番地45　レオパレスＴＭＫ102
債務者　杉島　祐樹
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３９５号
横浜市西区浅間町３丁目206番地５
債務者　本島　　薫
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４０９号
横浜市西区藤棚町２丁目197番地　県営新藤棚アパート７号棟201号
債務者　石渡　正信
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４号
神奈川県藤沢市本鵠沼１丁目14番５号　メゾンさだ102
債務者　野田　喜子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４号
神奈川県藤沢市湘南台７丁目52番地の１コーポ藤205
債務者　南雲　磨弥
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２０号
静岡県藤枝市田沼２丁目１番26号
債務者　高井　真美
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４３号
静岡市葵区昭府１丁目16番40号　スカイハウス101
債務者　齊藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６２号
愛知県岡崎市中島西町３丁目５番地４
債務者　鳥居　真美（旧姓佐藤・橋本）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６３７号
東京都東大和市中央２丁目1101番地の12成安中央マンション205号室
債務者　内堀メリリンこと　ウチボリ　メレリン　カビリン
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９号
東京都八王子市別所２丁目30番地２―206
債務者　上條　和江
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１号
長崎県松浦市志佐町庄野免227番地18、従前の住所長崎県佐世保市吉井町福井979番地
債務者　菊川摩奈美（旧姓鮎川）
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第３２７２号
横浜市旭区左近山1186番地６　左近山団地７街区14棟302号
債務者　下山　嘉彦
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６９４号
東京都昭島市郷地町３丁目10番９―409号
債務者　内田志麻子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６６９号
静岡県浜松市浜北区中瀬2683番地の７
債務者　渥美　達也
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６７７号
静岡県浜松市中区高丘北３丁目15番23号ポールスターⅢ201号室、住民票上の住所静岡県浜松市北区細江町中川897番地の15
債務者　太田　　悟
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係